

(議院運営委員会)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号) (衆議院提出) 要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二、令和五年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、令和六年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については令和五年四月一日から適用し、三については令和六年四月一日から施行すること。